

記 者 提 供 資 料
2020年（令和2年）9月8日
市民生活局市民生活室国民健康保険課 和歌（内線2260）・三島（内線2258） 直通 078-918-5022

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に対する傷病手当金支給の適用期間延長について

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金支給の適用期間を延長します。

1 概要

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、労務に服することができないときに傷病手当金を支給しているところです。傷病手当金の支給に対する国からの財政支援の適用期間は令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となっています。

このたび国から、財政支援の適用期間について令和2年12月31日までの期間も対象にすることとする旨の通知がありましたので、本市の国民健康保険における傷病手当金の支給について適用期間を延長します。

2 適用期間

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間

3 その他

傷病手当金支給に係る対象者や支給額などについては、変更ありません。

【参考】

本市の傷病手当金支給決定状況（令和2年9月8日現在）

支給決定件数5件、支給額223,340円

※ 後期高齢者医療制度においても、同様に適用期間が延長されます。